

## 商業登記公告による会社・企業家・商人データベース構築の方法と意義：福岡県を主たる事例として

草野，真樹  
一般財団法人西日本文化協会

<https://doi.org/10.15017/26281>

---

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 28, pp.11-36, 2013-03-22. 九州大学附属図書館付  
設記録資料館産業経済資料部門  
バージョン：  
権利関係：

# 【論説】商業登記公告による会社・企業家・商人データベース構築の方法と意義

——福岡県を主たる事例として——

草 野 真 樹

はじめに

近年、経営史、商業史などの分野において、データベースを用いた研究は目覚ましい進捗をみせている。パーソナルコンピュータの普及と処理能力の向上を背景としつつ、とくに、『日本全国諸会社役員録』<sup>1)</sup>(以下「役員録」と略)や『明治期日本全国資産家地主資料集成』<sup>2)</sup>、『都道府県別資産家地主総覧』<sup>3)</sup>などに収録された各種人名録を用いた企業家・商工業者・資産家に関する研究が着実に積み重ねられている。

『役員録』を用いた代表的なものとして、鈴木恒夫・小早川洋一・和田一夫氏による共同研究と上川芳実氏の研究を挙げることができる。前者の共同研究は、『役員録』と『日本全国商工人名録』を用いて、明治期に地方経済をリードした企業家たちを「企業家ネットワーク」という形態で導き出し、企業勃興期における構造的特徴を明らかにした注目すべき研究である。この研究は、日本全国を対象として膨大なデータベースを蓄積していく地道で困難な作業のうえに成立している。<sup>4)</sup>上川氏は京

都、滋賀、大阪、兵庫、奈良、和歌山など近畿地方を対象に特定の企業家たちが複数の会社で経営陣を兼任する現象を企業家集団として検出している。<sup>5)</sup>

『日本全国商工人名録』を用いた商工業者・資産家に関する代表的な研究としては、宮本又郎・阿部武司氏、松本貴典氏の研究が挙げられる。<sup>6)</sup>宮本・阿部両氏の研究は、東京・神奈川・愛知・大阪・兵庫の五府県を対象として資産家・企業家を数量的に把握し、工業化初期局面の人的・資本的背景を検討している。松本氏は、従来の研究が商人の全国分布について検討してこなかったという反省のもとに、取扱商品別に業者の地域的展開と、東京における大規模商人の地理的分布を検討している。

これらの先行研究は、いずれも大量観察にもとづく優れた実証研究である。このような研究状況において、筆者は商業登記公告をもとにデータベースの構築作業を進めている。データベースの一部を用いた研究成果は前稿で発表した。<sup>8)</sup>筆者は、商業登記公告が調査ではなく、商法の定める義務である点に注目し、福岡県を対象とした会社・企業家・商人の

網羅的な把握と分析を試みている。

宮本又郎氏は、大量観察的手法において「最も重要な、かつ難しい問題は、どのような企業家・経営者を観察対象として選び出すか」<sup>9)</sup>にあると指摘している。どの程度の範囲まで選び出すかによって結論が変わってくるためである。<sup>10)</sup> 上述の先行研究は、いずれもこの問題に自覚的であるが、まだ解決すべき点も残されているように思われる。

以上をふまえ、本稿は、商法の法的根拠を確認しながら、商業登記公告による会社・企業家・商人データベースの構築方法について明らかにすることを目的とする。これにより、先行研究において指摘される問題について、本稿なりの意義を提示してみたい。なお、一八九三年施行の商法（以下、旧商法と記す）の規定については前稿で論じた。よって、旧商法については説明に必要な範囲において述べるに止め、一八九九年施行の商法（以下、新商法と記す）を中心に論じていくことにしたい。

## 一 商業登記について

わが国における本格的な商法典の編纂は、一八八一（明治十四）年ドイツ人ヘルマン・ロエスレルを起草者として開始された。一八九〇（明治二十三）年四月、商法典が公布され、翌九一年一月一日から施行されることになる。しかし、商法典の実施可否をめぐる論争が起り、延期派と断行派に国論を二分して激しく争われた。

論争のため、一八九〇年十二月、商法及商法施行条例施行期限法律<sup>11)</sup>が公布され、施行は一八九三（明治二十六）年一月一日まで延期された。さらに、未だ修正すべき点が多いことを理由に一八九六（明治二十九）

年十二月三十一日まで延期された。ただし、商法のうち一部については、急速な実施が必要とされ、一八九三年三月六日、商法及商法施行条例中改正並施行法律<sup>12)</sup>が公布された。これにより、商法中第一編第二章商業登記簿と第四章商業帳簿（ただし、商事会社についてののみ）、第六章商事会社および共算商業組合、第十二章手形及び小切手、第三編破産の規定は、一部修正のうえ同年七月一日から施行された。旧商法の施行である。

しかし、商法に関しては引き続き批判が寄せられたため、一八九三年三月二十五日、法典調査会規則<sup>13)</sup>が公布された。調査会は民法、商法の修正案を調査し、一八九七（明治三十）年十二月には商法修正案を議会へ提出したが、解散のため審議されなかった。一八九八（明治三十一）年五月、臨時議会に商法修正案が提出され、貴族院を通過したが、衆議院の解散により審議は未了となった。議会解散により修正が遅延したため一八九八年七月から旧商法が全面施行されるという事態も生じるが、一八九九（明治三十二）年三月、商法及び商法施行法<sup>14)</sup>が公布され、同年六月十六日から施行された。新商法の施行である（表1参照）<sup>15)</sup>。

このように商法の制定過程はやや複雑な変遷を辿るが、本稿は、一八九三年から旧商法第一編第二章商業登記簿と第六章商事会社の規定が施行され、引き続き、新商法においても第一編第三章商業登記簿の規定が施行された点に注目する。旧商法は第十九条において「登記ハ其度毎ニ裁判所ヨリ其地ニ於テ発行スル新聞紙ヲ以テ速ニ之ヲ公告ス可シ」と規定し、<sup>17)</sup> 新商法は第十一条において「登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遅滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス」と規定している。すなわち、一八九三年七月以後、株式・合名・合資会社の商業登記公告が開始されるのである。

表1 商法の制定過程

年	月	日	事項
1887	4	19	法律取調委員会(1886.8.6.外務省に設置, 1887.10.21.司法省に移管), 商法編纂事務を管掌(1888.12.商法草案全部を議了)
1889	6	7	元老院総会議, 商法草案を可決
1890	4	26	商法公布(1891.1.1.施行予定)
	6	28	元老院, 商法施行延期意見書(1893.1.1まで延期)上奏
	12	26	商法及商法施行条例施行期限法律公布(1893.1.1.施行とする)
1892	11	24	民法商法施行延期法公布(1896.12.31まで延期)
1893	3	6	商法及商法施行条例中改正並施行法律公布(同年7月1日より会社・手形及び小切手・破産の規定部分のみ, 一部修正のうえ施行) → 【旧商法の一部施行】
	3	25	法典調査会規則公布
1896	12	29	法典施行延期に関する法律公布(1898.6.30まで延期)
1897	12	24	政府, 商法修正案議会提出(議会解散のため審議されず)
1898	7	1	商法(1890年公布)全面施行 → 【旧商法の全面施行】
1899	3	9	商法及商法施行法公布(同年6月16日施行) → 【新商法の施行】

出典: 三和一良「商法制定と東京商業会議所」(大塚久雄・安藤良雄・松田智雄・関口尚志編『資本主義の形成と発展』東京大学出版会, 1968年)150~151頁より。

そもそも、商業登記とは、商法の規定に基づき商業登記簿になされる登記のことで、これを公告する意図は次の点にある。

商家ノ法律関係ヲ公示シテ以テ第三者ヲ保護スルニ在リト雖トモ一面ニ於テハ当事者ノ利益ヲ保護スルニ在リ抑モ商業ハ信用ヲ基礎トシ取引ノ安全且ツ敏活ヲ貴フモノナレハ商人ハ各自ノ営業状態ヲ社会ニ公示シテ信用ヲ鞏固ニシ以テ取引ノ安全敏活ヲ図ルハ最モ必要ノコトニ属ス<sup>18)</sup>

このように、商業登記公告は、商人およびその営業に関する重要事項を広く一般利害者に周知させることにより取引の安全を確保し、かつ商人の信用を高め、取引の円滑化を図ろうとする公示主義に基づく制度である。ここにいう商人には会社を含む<sup>19)</sup>。

旧商法では、具体的に①商号登記簿、②後見人登記簿、③未成年者登記簿、④婚姻契約登記簿、⑤代務登記簿、⑥合名会社登記簿、⑦合資会社登記簿、⑧株式会社登記簿の八種がある<sup>20)</sup>。

一方、新商法では、具体的に①商号登記簿、②未成年者登記簿、③妻登記簿、④後見人登記簿、⑤支配人登記簿、⑥合名会社登記簿、⑦合資会社登記簿、⑧株式会社登記簿、⑨株式会社合資会社登記簿、⑩外国会社登記簿の十種がある<sup>21)</sup>。

比喩的に言えば、これらの登記簿は「戸籍」と同様の意義を持つ。戸籍が各人の氏名、生年月日、相互の続柄などを記載し、本籍地の市町村に置かれるように、株式会社の場合であれば、⑧株式会社登記簿に設立から解散に至るまでの基本事項や取締役・監査役の氏名・住所などが記

載され、それは会社の位置する登記所に置かれるのである。そして、会社を含む商人については、前述のとおり、公示主義に基づき一般に対し公告されることになる。

これら各登記簿のうち、現在、筆者がデータベース化の作業を進めているのは、①商号登記簿と⑧株式会社登記簿に登記し、公告された基本事項である。なお、これは合名・合資会社など他の登記簿を軽視するものではない。<sup>23</sup>端的に言えば、資本主義確立期における株式会社の動向とその設立の主要な一担い手となる商人の動向を優先して把握しようとする試みである。

## 二 新商法と商業登記公告——株式会社の場合——

### (一) 設立と登記および公告

新商法のもと、株式会社を設立するためには、およそ次の手続きを経る。<sup>24</sup>

まず、設立には七人以上の発起人を要する(百十九条)。発起人となる者は、①目的、②商号、③資本の総額、④一株の金額、⑤取締役が有すべき株式の数、⑥本店及び支店の所在地、⑦会社が公告をなす方法、⑧発起人の氏名・住所を記載した定款を作成し、これに署名しなければならぬ(百二十条)。つまり、上記八項目を記載した定款の作成は、発起人の重要な任務になる。

発起設立の場合には、発起人が株式の総数を引き受けたとき、会社は成立する(百二十三条)。

募集設立の場合には、発起人は株式申込証を作成し、それに署名させる

ことにより株主を募集し(百二十五条、百二十六条)、株式総数の引き受けがあったときは遅滞なく第一回の払込みをさせる(百二十九条)。払込みが済むと発起人は遅滞なく創立総会を招集し(百三十一条)、取締役と監査役を選任する(百三十三条)。取締役と監査役は、「株式総数ノ引受アリアルヤ否ヤ」、「各株ニ付キ第百二十九条ノ払込アリアルヤ否ヤ」、「第百二十二条第三号乃至第五号ニ掲ケタル事項ノ正当ナルヤ否ヤ」について調査し報告しなければならない(百三十四条)。上記の手續きが適切に行われ、創立総会が終結すると会社は成立する(百三十九条)。

なお、第一回株式の払込みは、資本金額の四分の一以上を必要とする(百二十八条)。一株の株金は均一とし、株式額面は五十円以上とされ、一時全額払込みの場合に限り二十円以上が認められた(百四十五条)。

発起設立の場合には百二十四条に定めたる調査終了の日より、募集設立の場合は創立総会終結の日より二週間内に、本店及び支店の所在地において登記をしなければならない(百四十一条)。

募集設立と発起設立のいずれの場合でも、「会社ノ設立ハ其本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス」(四十五条)、よって会社の設立は登記をしなければ第三者に対抗し得ない。登記すべき事項は当事者の請求により、その営業所の裁判所に備える商業登記簿に登記し(九条)、本店および支店所在地においても登記しなければならない(十条)。加えて、登記した事項は裁判所において遅滞なくこれを公告することを要し(十一条)、「登記スヘキ事項ハ登記及ヒ公告ノ後ニ非サレハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス」(十二条)と定められ、よって会社の設立は、登記と公告の完了をもって初めて対第三者効を有することになる。その後、登記事項に変更また

は消滅が生じた時は、遅滞なく登記しなければならず（十五條）、それらも公告される。<sup>24)</sup>

## （二）監査役の記載と公告をなす方法の追加

旧商法と新商法の相違点は多岐にわたるが、会社に関する修正では次の六点到要約される。すなわち、①株式会社資会社規定の新設、②外国会社規定の新設、③設立準則主義の確立、④会社合併規定の新設、⑤株主總會中心主義の明記、⑥専務取締役に関する規定の削除である。<sup>25)</sup>

本稿との関係から言えば、とくに③が大きな修正である。従来、旧商法は免許主義を採っていたため、「会社設立免許ノ年月日」と「会社開業ノ年月日」が登記、公告されていた。しかし、準則主義の採用によって会社設立免許申請書を作成し、地方官庁を経て主務省に願して設立の免許を得るという手続きは不要となった。<sup>26)</sup>したがって、新商法では「会社設立ノ年月日」のみ登記、公告されることになる。

また、旧商法から新商法への施行に際して、細かな手続きは商法施行法に規定された。<sup>27)</sup>前述のとおり、新商法では百二十條において株式会社法の定款に記載すべき事項を定めたが、施行に際して次の手続きを必要とした。

第一に、定款に商法第百二十條に規定された事項を定めていないときは、新商法施行の日より三ヶ月以内に定款を変更すること（商法施行法五十一條）。第二に、新商法施行の日より三ヶ月以内に本店の所在地において各支店を登記し、支店の所在地においては本店及び他の支店を登記し、かつ会社が公告をなす方法と監査役の氏名・住所を登記すること（同五十二條）。第三に、登記事項に変更を生じ、それを新商法施行

前に登記していない場合は、新商法施行の日より二週間内に本店および支店の所在地において変更の登記を済ませること（同五十三條）。

注目すべきは、監査役の氏名・住所と会社の公告をなす方法の記載が追加された点である。具体例は後述するが、旧商法の登記では、監査役は公告されない。これに対し、新商法では監査役が判明することになる。公告をなす方法とは、具体的にどの方法で公告するか、あらかじめ会社に知らしめておくことである。株主にとって重要な公告の一つは決算公告である。株式会社は社会的資金を集中して成立する以上、取締役は株主總會において会計報告をし、配当政策について承認を受けなければならぬ。また、株主は有限責任であるから、会社に資金を貸し付ける銀行やその他の債権者を保護するためにも經理の情報公開が必要となる。<sup>28)</sup>

福岡県の事例において最も多いものは、「所轄裁判所が登記事項を公告する新聞紙」と記された方法である。この場合、具体的に新聞紙を指定していないが、実質的には、発行エリアが県下全域および発行部数の多い『福岡日日新聞』（以下、『福日』と略）と『九州日報』が該当する。なお、これは福岡県に限ったことではない。たとえば、東京区裁判所管内は『中外商業新報』、名古屋区裁判所管内は『扶桑新聞』、九州においては長崎地方裁判所管内は『鎮西日報』、『長崎新報』、『長崎商報』、佐賀地方裁判所管内は『西肥日報』、『佐賀自由』などを商業登記公告の掲載紙と指定しているように、各都道府県の有力日刊紙に掲載されるのが一般的である。

勿論、異なる方法もある。『福日』または『九州日報』など具体的に二紙あるいは一紙のみ指定する場合、「本店店頭に掲示」、「本店前掲示

場に掲示」といった場合である。

この公開方法を知っておくと、実際に新聞紙から個別会社の決算公告を探すうえで有益である。たとえば、一九〇〇（明治三十三年）五月、浮羽郡千年村に設立された千年肥料株式会社は『福日』一紙を指定した。この場合、当然ながら『九州日報』の紙面から同社の決算公告を探しても見つからない。逆に、一九〇一（明治三十四年）一月、八女郡二川村に設立された二川貸金株式会社は『九州日報』一紙を指定した。言うまでもなく、同社の決算公告が『福日』に掲載されることはない。<sup>33</sup>そして、一九〇八（明治四十一年）年十月、久留米市に設立された株式会社荒甚呉服店のように「会社門前に掲示」する場合は、そもそも新聞に掲載されないのである。

なお、公告の新聞指定については、非訴事件手続法との関係から、あらためて後述する。

### （三）定款の変更並びに会社の解散

会社の定款中既に登記を受けたる事項を変更する場合、直ちにその変更の登記をしなければならないことは前述した。登記前においては、その変更には効力はない。取締役・監査役の変更のみならず、商号や目的を変更する会社も少なくない。

また、旧商法において、株式会社は①定款に定めたる場合、②株主の任意の解散、③株主が七人未満になった場合、④資本金が四分の一未満に減少した場合、⑤会社の破産、⑥裁判所の命令により解散する（第二百三十条）。このうち⑤の破産を除き、解散の決議後七日以内に解散の原由、年月日、清算人の氏名・住所の登記を受け、これを裁判所に届

け出て、各株主に通知し、地方長官を経由して主務省に届け出なければならぬ（第二百三十四条）。

一方、新商法では次の場合に解散する。すなわち、①存立時期の満了その他定款に定めたる事由の発生、②会社の目的たる事業の成功またはその成功の不能、③会社の合併、④会社の破産、⑤裁判所の命令、⑥株主総会の決議、⑦株主が七人未満に減少した場合である。

実際は後に掲げるが、定款の変更、並びに会社の解散についても公告される。

### 三 商人と商号登記

商人と商号に関する規定については、一八九八（明治三十一年）年七月から旧商法が全面施行された点に注意する必要がある。すなわち、旧商法第一編商事及び商人、第三章商号の規定が施行されるのである。旧商法の主たる規定は次のとおり。<sup>34</sup>

第二十三条 各商人ハ商号ヲ有シ総テ商業上ニ於テ自己ヲ表示スル  
為メ之ヲ用ユ若シ一人ニシテ資本ヲ分チ数箇ノ營業ヲ為ストキハ  
其各營業ニ付キ各別ノ商号ヲ有スルコトヲ要ス

第二十四条 商号ハ従来屋号ト称スルモノヲ以テスルヲ通例トスト  
雖モ營業者ノ氏又ハ氏名ヲ以テスルモ妨ナシ

第二十五条 商号ノ登記ヲ請ハントスル者ハ商業登記簿ニ登記ヲ受  
クルコトヲ得支店アルトキハ其支店ニ付テモ亦同シ

登記ヲ受ケタル商号ノ変更又ハ廃止ハ速ニ其登記ヲ受ク可シ

第二十六条 商号ハ登記ニ因リ同一営業ニ付キ一地域内ニ於テ其專

有ノ権利ヲ取得シ他人之ヲ用ユルコトヲ得ス但本法施行以前ヨリ  
有スル商号ハ従前ノ營業ヲ變セサルモノニ限リ一地域内ニ於テ同  
一ナルモ妨ナシ

従つて、同年七月から、本稿の冒頭に記した①商号登記簿の公告が始まり、以後数ヶ月間、『福日』と『九州日報』は、その掲載で溢れかえることになる。第二十六条により、「商号ハ登記ニ因リ同一営業ニ付キ一地域内ニ於テ其專有ノ権利ヲ取得シ他人之ヲ用ユルコトヲ得ス」と規定されたためであろう。同時に、その背景には、商人にとって商号(屋号)は、暖簾分けという商慣習があるように、店の信用を象徴するもの、あるいは新たに象徴していくものでもあり、営業上、重要な意味がある。<sup>35)</sup>  
七月二十一日、『福日』に初めて商号登記の公告が掲載され、翌日の紙面は「商法残部実施に就き県下に於て商号登記を受けし第一は福島区裁判所管内八女福島町肥後屋、蓮根屋、米屋及福岡区裁判所管内博多古小路町清水屋の四店なり」と報じた。<sup>36)</sup> 実例として、うち二店の公告を示しておこう。

一 商号所有者ノ氏名住所 筑後国八女郡福島町本町

百五十七番地 近見熊次郎

一 商号 肥後屋

一 営業ノ種類 呉服販売

一 営業所 筑後国八女郡福島町本町百五十七番地

一 登記ノ年月 明治三十一年七月十三日

右公告ス

明治三十一年七月十三日 福岡地方裁判所管内

福島区裁判所

一 商号所有者ノ氏名住所 筑後国八女郡福島町本町

三百九番地 山下 政吉

一 商号 蓮根屋

一 営業ノ種類 野菜乾物線香販売並ニ麩製造業

一 営業所 筑後国八女郡福島町本町三百九番地

一 登記ノ年月 明治三十一年七月十三日

右公告ス

明治三十一年七月十三日 福岡地方裁判所管内

福島区裁判所<sup>37)</sup>

冒頭に述べたとおり、これまで、商人を把握しその家業を特定しようとする場合、一般的には『日本全国商工人名録』が利用されてきた。人名録は、商工業者の氏名、店舗の位置する市町村名、営業種目、営業税と所得税の納税額を掲載したもので、商人の具体像を知るうえで好個の資料である。しかし、既に松本貴典氏が指摘するとおり、いくつかの問題はある。<sup>38)</sup> とくに、調査のカバリッジと精粗の問題は、研究上の制約をもたらしつつもある。

たとえば、福岡県の場合、『日本全国商工人名録』第二版(一八九八年)<sup>39)</sup>には、六九八名(一部、会社を含む)の商工業者が掲載されている。しかし、福岡県域二市十九郡のうち、十三郡(糟屋、筑紫、早良、糸島、



宗像、京都、築上、嘉穂、田川、三井、朝倉、浮羽、山門）は掲載されていないため、郡部の商工業者は漏れてしまう。福岡県の場合、近世来、三瀨郡・山門郡・朝倉郡・浮羽郡など筑後川周辺郡部は、豊かな水源と平野に恵まれ、稲作、菜種、酒、蠟などの代表的産地であった。<sup>40</sup>これら郡部にも多数の商工業者がおり、有力資産家も多く含まれ、その存在はきわめて大きい。

勿論、商号登記の公告だけでは、営業税や所得税は判明せず、後述のとおり、必ずしも全ての商人が商号登記をしたわけでもなく制約は残る。しかし、実例に挙げた商号登記の公告をデータ化すれば、商号並びに商号使用者名と住所、営業の種類、営業所の位置が判明し、地域を問わず、商人の家業を正確に把握できる。この点において、きわめて注目できるのである。

次に、新商法の商号と商人に関する主たる規定を確認しておこう。

第四条 本法ニ於テ商人トハ自己ノ名ヲ以テ商行為ヲ為スヲ業トスル者ヲ謂フ

第五条 未成年者又ハ妻カ営業ヲ営ムトキハ登記ヲ為スコトヲ要ス

第七条 後見人カ被後見人ノ為メニ商業ヲ営ムトキハ登記ヲ為スコトヲ要ス

第八条 戸戸ニ就キ又ハ道路ニ於テ物ヲ売買スル者其他小商人ニハ商業登記、商号及ヒ商業帳簿ニ関スル規定ヲ適用セス

第十六条 商人ハ其氏、氏名其他ノ名称ヲ以テ商号ト為スコトヲ得

第十九条 他人カ登記シタル商号ハ同市町村内ニ於テ同一ノ営業ノ

為メニ之ヲ登記スルコトヲ得ス

第四条にみえる商行為は、第二百六十三条から二百六十五条において具体的に規定されている。第五条の未成年者及び妻は、原則、営業を営むことはできないが、民法の規定により未成年者はその父、父がいなかった場合は母もしくは後見人の同意を得た場合、妻は夫の許可を得た場合、登記をしたうえで営業を営むことができる。第七条の後見人の場合も同様に登記を要する。そして、これらは本稿の冒頭に記した、②未成年者登記簿、③妻登記簿、④後見人登記簿にそれぞれ記載されることになる。

第八条の小商人とは、魚類や青物の行商人、鉛売り、背負呉服商、炊振商人など店舗を持たず営業する者であり、さらに、勅令により「商行為ヲ為スヲ業トスルモ資本金額五百円ニ満たサル者ハ之ヲ小商人トス」と規定された者をさす。これら小商人には、登記や商号に関する規定は適用されない。<sup>43</sup>

第十六条により、商人はその氏名あるいはその他の名称を随意に選択して、自らの商号とすることができる。従来、「屋号」として使用していたものを引き続き「商号」として用いる場合が一般的だが、新たに商号を登記して用いることも構わない。ただし、注意すべきは、商号は元来、商人の利益と信用とを保持するために定められたものであるが、必ず商号を選定して登記を受けなければならない、ということを意味しない。これは、自己の商号を登記せずに自己と同一の商号を使用する他者がいる場合、商行為上の損害を被る可能性を生じるが、それを防ぎ、自己の利益を保護するためには、あらかじめ商号を登記しておく必要があることを規定しているのである。<sup>44</sup>したがって、全ての商人が商号登記をしたとは言えないが、一八九八年七月以降、『福日』、『九州日報』などに継続的、かつきわめて多くの商号登記の公告が掲載されていることは

確かである。

なお、旧商法では同一の営業で、かつ既に登記された商号を用いることは、「一地域内」において禁止された。しかし、一地域内とは、きわめて曖昧な文言であったため、新商法では修正が加えられた。第十九条の規定する同市町村内については、「市制又ハ町村制ヲ施行セサル地方ニ在リテハ従来ノ町村其他之ニ類スル区域トシ東京市、京都市及ヒ大阪市ニ在リテハ其各区」<sup>(46)</sup>とされた。

#### 四 非訴事件手続法による登記公告の方法

商業登記公告は、具体的にどのような方法によってなされたのであるか。これは非訴事件手続法（一八九八年六月二十一日・法律第十四号）に規定された。非訴事件とは、訴訟手続によらず裁判所によって処理される事件のことで、同法は、その非訴事件の手続に関する基本事項を定めた法律である。そのうち民法関係は民法の施行日である一八九八年七月十六日<sup>(46)</sup>から、商法関係は新商法施行日である一八九九年六月十六日から施行された。商業登記公告と関係する具体的な規定は次のとおり。

第四百四十四条 登記シタル事項ノ公告ハ官報及ヒ新聞紙上ニ少クモ

一回之ヲ為スコトヲ要ス

公告ハ之ヲ掲載シタル最終ノ官報及ヒ新聞紙発行ノ日ノ翌日之ヲ為シタルモノト看做ス

第四百四十五条 区裁判所ハ毎年十二月ニ翌年登記事項ノ公告ヲ掲載

セシムヘキ新聞紙ヲ選定シ官報及ヒ新聞紙ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

公告ヲ掲載セシムヘキ新聞紙カ休刊又ハ廃刊ヲ為ストキハ更ニ他ノ新聞紙ヲ選定シ前項ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

第四百四十六条 区裁判所ハ其管轄内ニ公告ヲ為サシムルニ適當ナル

新聞紙ナシト認ムルトキハ新聞紙上ノ公告ニ代ヘ登記所及ヒ其管轄内ノ市町村役場ノ揭示場ニ公告ヲ為スコトヲ得

商業登記制度は、特定の利害関係人を対象とする不動産登記などとは異なり、商人の取引に関するものであるため、広く公告をするものとされたことは前述のとおりである。旧商法と新商法において、注目すべき相違点は、公告の媒体に官報が加えられた点である。

周知のとおり、官報は、詔令・法令・告示・予算・条約・叙任・辞令・国会事項・官庁事項その他政府から一般に周知させる事項を編纂し公表する国の機関紙である。データベースの作成という観点から言えば、官報に全国の商業登記公告が掲載されるということは、都道府県を問わず、会社・企業家・商人データベースを作成できるという大きなメリットがある。反面、情報量はきわめて膨大となる。

他方、新聞紙も引き続き公告媒体とされた。不特定多数の大衆に対し、公告事項を伝達する手段として最も有効な媒体の一つが日刊新聞であったためであろう。また、会社企業そのものも、日刊新聞の広告欄を利用して株主を募集したり、企業情報を伝達したりしたことは、周知のところであろう。<sup>(47)</sup>つまり、最も一般的な伝達手段が日刊新聞であった。ただし、新聞紙については、上述のとおり、毎年十二月に翌年の公告掲載紙を選定・公告しなければならぬ。

福岡県を例に確認してみよう。福岡地方裁判所管内における一八九九

(明治三十二)年から一九二二(大正元)年までの公告掲載新聞紙を確認すると表2のとおりである。一九〇三(明治三十六)年までは『福日』、『九州日報』、『門司新報』の三紙が指定された。福岡地方裁判所管内は福岡・甘木・飯塚・久留米・福島・柳河・小倉・行事の八区裁判所とその管下出張所により構成された。

例として、一九〇〇(明治三十三)年のケースを示そう。『福日』に次のとおり公告がみえる。

当区裁判所並ニ管内各出張所(小倉区裁判所門司出張所ヲ除ク)ノ取扱ニ係ル法人及商業登記ハ明治三十三年一月一日ヨリ同年十二月三十一日迄福岡県福岡市ニ於テ発行スル福岡日日新聞及九州日報ニ掲ケ之ヲ公告ス

明治三十二年  
十二月

福岡地方裁判所管内  
福岡区裁判所  
甘木区裁判所  
飯塚区裁判所  
久留米区裁判所  
福島区裁判所  
柳河区裁判所  
小倉区裁判所  
行事区裁判所<sup>(48)</sup>

表2 商業登記公告掲載新聞紙(福岡地方裁判所管内)

掲載年	掲載指定紙		出典		
			官報	『福岡日日新聞』	『門司新報』
1899	福岡日日新聞、九州日報 但し、小倉区裁判所門司出張所の登記は門司新報	3紙	第4649号(1898年12月27日) 第4789号(1899年 6月20日)	1898年12月25日	1898年12月28日
1900	福岡日日新聞、九州日報 但し、小倉区裁判所門司出張所の登記は門司新報	3紙	第4941号(1899年12月19日)	1899年12月17日	1899年12月22日
1901	福岡日日新聞、九州日報 但し、小倉区裁判所門司出張所の登記は門司新報	3紙	第5236号(1900年12月13日)	1900年12月12日	1900年12月22日
1902	福岡日日新聞、九州日報 但し、小倉区裁判所門司出張所の登記は門司新報	3紙	第5538号(1901年12月17日)	1901年12月14日	1901年12月22日
1903	福岡日日新聞、九州日報 但し、小倉区裁判所門司出張所の登記は門司新報	3紙	第5836号(1902年12月15日)	1902年12月12日	1902年12月18日
1904	福岡日日新聞、九州日報、門司新報	3紙	第6146号(1903年12月25日)	1903年12月23日	1903年12月23日
1905	福岡日日新聞、九州日報、門司新報	3紙	第6437号(1904年12月13日)	1904年12月 9日	1904年12月23日
1906	福岡日日新聞、九州日報、門司新報	3紙	第6747号(1905年12月25日)	1905年12月22日	1905年12月12日
1907	福岡日日新聞、九州日報、門司新報	3紙	第7039号(1906年12月14日)	1906年12月13日	1906年12月12日
1908	福岡日日新聞、九州日報、門司新報	3紙	第7340号(1907年12月14日)	1907年12月14日	1907年12月13日
1909	福岡日日新聞、九州日報、門司新報	3紙	第7641号(1908年12月14日)	1908年12月12日	1908年12月10日
1910	福岡日日新聞、九州日報、門司新報、九州毎日新聞	4紙	第7947号(1909年12月18日)	1909年12月16日	1909年12月17日
1911	福岡日日新聞、九州日報、門司新報、九州毎日新聞	4紙	第8247号(1910年12月16日)	1910年12月14日	1910年12月16日
1912	福岡日日新聞、九州日報、門司新報、九州毎日新聞	4紙	第8544号(1910年12月12日)	1911年12月28日	新聞欠

出典：官報ならびに『福岡日日新聞』、『門司新報』より作成。

注：1.掲載期間は各年の1月1日から12月31日まで。

2.福岡地方裁判所管内は、1903年までは、福岡区裁判所、甘木区裁判所、飯塚区裁判所、久留米区裁判所、福島区裁判所、柳河区裁判所、小倉区裁判所、行事区裁判所の8区裁判所とその管下出張所。1904年以降は吉井区裁判所が追加され9区裁判所とその管

3.所在地は、福日日新聞と九州日報は福岡市、門司新報は門司市、九州毎日新聞は久留米市。

小倉区裁判所門司出張所については、『門司新報』に次のとおり公告がみえる。

門司出張所ノ取扱ニ係ル法人及商業登記ハ明治三十三年一月一日ヨリ全年十二月三十一日迄門司新報ニ掲ケ之ヲ公告ス  
右公告ス

明治三十二年十二月

小倉区裁判所<sup>④</sup>

みられるとおり、八区裁判所管内における登記公告は、原則、『福日』と『九州日報』に掲載されるが、小倉区裁判所管内門司出張所の登記のみ『門司新報』に掲載されることが判明する。とくに、この点は注意を要する。一九〇四（明治三十七）年以降は、管内各出張所のエリアに関係なく、新聞に掲載されるようになる。参考までに、やや時期は異なるが、表3に主要新聞三紙の概要を示しておく。

上記をふまえると、新聞紙から明治期における福岡県内の会社・企業家・商人データベースを作成するためには、次の二点を理解しておく必要がある。

第一に、一八九三（明治二十六）年から一九〇三（明治三十六）年までの商業登記公告については、少なくとも『福日』と『門司新報』、あるいは『九州日報』と『門司新報』という二紙を組み合わせた抽出作業が必要である。

第二に、一九〇四年以降は吉井区裁判所が加わり九区裁判所となるが、各新聞一紙に福岡地方裁判所管内全ての商業登記公告が掲載されるようになる。したがって、一九〇四年以降の公告については、例えば『福日』

表3 主要新聞三紙の概要

新聞名	福岡日日新聞	九州日報	門司新報
社名	福岡日日新聞合資会社	九州日報社	門司新報社
所在地	福岡市須崎土手町5番地	福岡市中島町2番地	門司市西本町1丁目
設立	1877年12月	1887年8月	1892年4月
組織	合資会社	個人経営	個人経営
政活	立憲政友会	不偏不党	立憲政友会
派	9ポイント	9ポイント半	9ポイント半
行	17字詰	16字詰	16字詰
1	112行	105行	105行
1	9段	9段	9段
1	10頁	8頁	6頁
発行日	日刊無休	日刊無休	日刊無休
購読料	1ヶ月37銭	1ヶ月37銭	1ヶ月37銭

出典：戸谷一雄編『新聞総覧 大正五年版』日本電報通信社，1916年，620～629頁より。

注：九州日報は『福陵新報』がその前身で，1898年5月10日，新たに平岡浩太郎が資本主となり『九州日報』と改題した。

一紙のみからでもデータベースの作成は可能である。

データベースの対象地域を各都道府県域とする場合、新聞からの抽出作業は官報に比べ比較的容易とも言える。ただし、新聞の残存状況により問題も生じる。たとえば、管見の限り、『九州日報』は一八九四（明治二十七）年の一年分が残存していない。『福日』も全ての紙面が完全に揃うわけではない。このような場合には、他紙を組み合わせて利用し、欠落部分を可能な限り補う作業が必要となる。

以上の法的根拠をふまえたうえで、はじめてデータベースの構築作業が可能となる。次に、現在進めているデータベースの概要について説明しよう。

## 五 データベースの構築

最初に、旧商法期の実例として、久留米紡績株式会社の商業登記公告

を示そう。同社の「会社登記ノ公告」は、福岡県下における株式会社として第一号である。続けて、同社の主たる「会社登記変更ノ公告」と「会社解散登記ノ公告」を示そう。

会社登記ノ公告

明治廿六年十一月十七日左ノ通登記ス

一 社名 久留米紡績株式会社

一 営業所 久留米市篠山町四百二十七番地

一 会社ノ目的 綿糸紡績営業

一 資本ノ総額 金参拾万円

一 株式ノ総数及  
一 一株ノ金額 六千株 一株金五拾円

一 各株式ニ付  
一 払込金額 金拾五万円

一 会社設立免許 明治廿二年四月六日

一 開業 明治廿四年七月廿七日

一 会社存立時期 明治廿四年七月廿七日ヨリ

明治四十三年六月三十日迄

一 取締役ノ氏名住所

福岡県久留米市京町六十九番地

専務取締役 林田正次郎

全県全市全町百十五番地

取締役 榊 直矢

全県全市米屋町二十二番地

全 秋山松次郎

佐賀県佐賀市蓮池町四十五番地

全 古賀善兵衛

福岡県久留米市三本松町二十一番地

全 星野 利七

右公告ス

明治廿六年十一月十七日

久留米区裁判所<sup>51)</sup>

会社登記変更ノ公告

明治廿八年十一月一日久留米紡績株式会社左ノ通変更ス

一 資本総額 金参拾六万円

一 株式総数 七千弍百株

右公告ス

明治廿八年十一月一日

久留米区裁判所<sup>52)</sup>

会社登記変更ノ公告

明治三十一年一月廿五日久留米紡績株式会社登記事項中左ノ通り変更ス  
一 会社存立時期 明治廿四年七月ヨリ明治五十三年六月三十日迄

右公告ス

明治三十一年一月二十六日

久留米区裁判所<sup>53)</sup>

会社解散登記ノ公告

明治三十二年九月二十五日久留米紡績株式会社左ノ通登記ス

一 解散ノ事由 三池紡績株式会社ニ合併

一 解散ノ年月日 明治三十二年九月二十日

右公告ス

明治三十二年九月二十五日 久留米区裁判所<sup>(54)</sup>

製造販売

一 設立ノ年月日 明治参拾貳年七月式拾五日

一 資本総額 金五万円

一 壹株ノ金額 金五拾円

一 各株ニ付払込タル株金額 金拾三円

一 公告ヲ為ス方法 福岡日日新聞及ビ九州日報ニ掲載ス

一 取締役ノ氏名住所

福岡市下対馬小路四拾六番地ヨリ六拾番地迄合併ノ拾七

柴藤 儀平

安浦 儀七

津田信次郎

石蔵 利助

立石 善三

一 監査役ノ氏名住所

粕屋郡箱崎町貳千七百貳拾五番地 黒木 太郎

福岡市下洲崎町拾八番地 山田直次郎

全市古溪町拾四番地 大須賀三右衛門

一 存立ノ時期 成立ノ日ヨリ滿五拾ヶ年

右公告ス

明治参拾貳年八月九日 福岡区裁判所<sup>(56)</sup>

### 会社登記公告

明治三拾貳年八月九日左ノ通り登記ス

一 商号 筑豊水産株式会社

一 本店 福岡市下対馬小路浜地

一 目的 カナギ、田作、干小丸アゴ、焼アゴ、キビナゴ、干鯛、

干鮑、干小鯛、干賀、鰹節、ヲゴ、天草、海苔、等販売上ノ委

托ヲ受ケ販売ヲ為シ並ニ漁業者ニ対シ資金ヲ貸付及ビ水産物ヲ

株主総会ニ於テ任意解散ヲ決議シタルニ因ル

一 精算人ノ氏名住所

福岡市中対馬小路廿壹番地

立石 善平

全市古溪町拾貳番地

安武長兵衛

右公告ス

明治三十二年九月廿六日

福岡区裁判所<sup>57)</sup>

上述の久留米紡績の場合と異なり、新商法により「設立ノ年月日」と「監査役ノ氏名住所」が公告されている。また、前述の商号登記の公告と『日本全国商工人名録』を用いて、一八九八（明治三十一）年時点における取締役・監査役らの家業を確認すると、柴藤儀平（商号・黒崎屋）は魚類依託問屋、石蔵利助（石蔵屋）は諸物品仲買及び委託売買問屋、立石善三（壺州屋）と大須賀三右衛門（油屋）は諸品仲買問屋を営んでいる。<sup>58)</sup> やや時期はずれが、一九〇七（明治四十）年時点では、安浦儀七も海産物問屋業である。<sup>59)</sup> つまり、同社は仲買・問屋を家業とする博多商人を中心に設立されたことが窺われる。ところが、事情は不明であるが、同社はわずか二ヶ月足らずで解散する。同社の事例は、泡沫会社の側面があるかも知れないが、同業者の結合により設立されたこと、一般的な統計書などには掲載されない短期間で解散した会社の存在を示している。

以上をふまえ、筆者が実際に作成しているデータベースの一部分を示したものが表4と表5である。表4は株式会社の登記事項で、設立登記時の基本事項である。ただし、表は設立時の本社が福岡県所在の会社に限って作成されている。<sup>60)</sup> 設立後の登記事項については、それら全てを示

すことは到底出来ないため、備考欄には、定款の変更中、商号と目的の変更、営業所の移転、解散欄に解散年月日とその事由について抽出している。取締役と監査役については、筆者のデータベースには入力しているが、紙幅の都合から表4には掲載していない。表5は商人の商号登記事項をデータベース化したものである。

## 六 データベースの信頼性

最後に、データベースの信頼性について言及しておきたい。詳述したとおり、商業登記公告は商法の規定に基づくものである。他方、既述の『役員録』と『日本全国商工人名録』は、多くの研究者に利用されていることから分かる通り、資料的価値はきわめて高い。しかしながら、上記の『役員録』や『人名録』は、民間調査により作成されたものであることから、掲載漏れや間違いが少なからずある。<sup>61)</sup>

商業登記公告からデータベースを構築する場合、『日本帝国司法省登記統計年報』を基準とすることができる。同年報には、都道府県別の会社設立登記数と解散数が本社と支店別に掲載される。表6は新商法施行後における年報の数値と筆者作成のデータベースの数値を比較したものである。年によって多少の誤差はあるが、年報の合計数に対するカバリッジは、設立数九九%、解散数九八%とほぼ一〇〇%に近い。よって、抽出漏れはほぼ無いと言えよう。今後の分析に際して、データの信頼性は十分主張できる。なお、表6の誤差の原因については、現在のところ、明確に説明し得ない。商業登記公告からの抽出作業における見落としが原因の一つと考えられるものの、年報の数値を抽出数の方が上回る年も







表5 商人データベースの一例

任意番号	氏名	住所	商号	営業の種類	営業所の住所	登記年月日	出典日(新聞)
1	近見熊次郎	八女郡 福島町本町157番地	肥後屋	呉服販売	左記住所に同じ	M31 7 13	M31 7 21
2	山下政吉	八女郡 福島町本町309番地	蓮根屋	野菜乾物線香販売並びに乾製造業	左記住所に同じ	M31 7 13	M31 7 21
3	荒巻伊之吉	八女郡 福島町本町251番地	米屋	穀物販売並びに蠟燭製造販売業	左記住所に同じ	M31 7 16	M31 7 21
4	高崎新兵衛	久留米市 三本松町71番地	呉服大物商	呉服大物商	左記住所に同じ	M31 7 19	M31 7 23
5	大山与四郎	福岡市 古小路26番地	清水屋	清酒販売業	左記住所に同じ	M31 7 20	M31 7 23
6	清田弥吉	八女郡 福島町本町207番地	薩摩屋本家	麹屋玉販売	左記住所に同じ	M31 7 20	M31 7 23
7	石蔵利平	福岡市 上籠町18番地	石蔵屋	清酒業	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
8	石蔵利平	福岡市 上籠町18番地	石蔵屋支店	清酒業	筑紫郡那珂村西堅粕645番地-1-2	M31 7 23	M31 7 26
9	内海善兵衛	福岡市 下呉服町2番地	鞍屋	業種屋	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
10	南川甚右衛門	福岡市 下籠町81番地	由岐屋	諸仲買問屋	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 26
11	安元邦太郎	久留米市 三本松町53番地	柳屋洋服店	洋物商	左記住所に同じ	M31 7 21	M31 7 29
12	江島吉太郎	八女郡 福島町本町317番地	五箇句屋	燈籠, 雛人形, 玩具の類	左記住所に同じ	M31 7 22	M31 7 29
13	古海伊右衛門	遠賀郡 鳳崎町藤田1881番地	富士屋	酒類製造業	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 29
14	古海彦七	遠賀郡 鳳崎町藤田1892番地	富士屋	靴製造, 陶器販売業	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 29
15	青崎九八	遠賀郡 鳳崎町藤田1875番地	鳥屋	穀物商	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 29
16	西原藤次郎	糸島郡 前原村前原1270番地	綿屋	呉服類大物類荒物類小間物類 煙草類靴業類砂糖類筆紙文具 具類度量衡類綿糸類塗物類	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 29
17	武藤国太郎	八女郡 上妻村大字祈禱院461番地	綿屋	精皮弁に反物商	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 29
18	国武喜次郎	久留米市 通町5丁目168-169番地	魚吉	大物及び糸商	久留米市通町5丁目169番地	M31 7 23	M31 7 29
19	三善朝次郎	福岡市 網場町10番地	丸三商店	呉服大物商	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 30
20	深堀伊平次	福岡市 川端町13番地	万屋	砂糖販売業	左記住所に同じ	M31 7 23	M31 7 30
21	高木久助	朝倉郡 秋月町大字下秋月532番地	久次本家	晒葛製造及び販売	左記住所に同じ	M31 7 25	M31 7 30
22	城戸栄吉	早良郡 西新町西新番地	御笠屋	材木酒類販売業	左記住所に同じ	M31 7 25	M31 7 30
23	永井伝吉	福岡市 穂屋町2番地	多飛屋	農具販売業	左記住所に同じ	M31 7 25	M31 7 30
24	手崎茂助	八女郡 福島町本町327番地	コメモ商店	穀物販売	左記住所に同じ	M31 7 25	M31 7 30
25	松延徳之丞	八女郡 福島町本町148番地	梅屋	業種販売業	左記住所に同じ	M31 7 25	M31 7 30
26	室岡十藏	八女郡 福島町本町6番地-2	蛭子屋	酒類製造販売業	左記住所に同じ	M31 7 25	M31 7 30
27	宮内延平	福岡市 平名島町46番地	表具屋	呉服大物古着商	左記住所に同じ	M31 7 25	M31 7 30
28	安田勇吉	福岡市 西町62番地	古味屋	乾物并に酒販売業	左記住所に同じ	M31 7 25	M31 7 30
29	具島勘右衛門	福岡市 上市小路36番地	久留米屋	呉服商	左記住所に同じ	M31 7 25	M31 7 30
30	田岡甚吉	福岡市 西町129番地	山本屋	砂糖小売并に菓子製造	左記住所に同じ	M31 7 25	M31 7 30
31	田村治三郎	三瀧郡 大川町向島2221番地	田村商店	米穀肥料販売并に質屋業	左記住所に同じ	M31 7 26	M31 8 2
32	田村春三郎	三瀧郡 大川町向島2343番地	田村支店	米穀肥料食糧雑綿石販売	三瀧郡大川町向島2367番地	M31 7 26	M31 8 2
33	田村春三郎	三瀧郡 大川町向島2343番地	石田屋	醤油製造	左記住所に同じ	M31 7 26	M31 8 2
34	木田常三郎	久留米市 通町9丁目302番地	三善商会	ゴム製造販売	左記住所に同じ	M31 7 25	M31 8 2
35	徳永猪太郎	久留米市 三本松町37番地	柳屋	履物商	左記住所に同じ	M31 7 25	M31 8 2
36	藤子木雄之進	久留米市 櫛原町6番地	鶴印鏡西木綿本	本種販売業	左記住所に同じ	M31 7 25	M31 8 2
37	飯田基吉	久留米市 三本松28番地	荒甚呉服店	呉服大物商	左記住所に同じ	M31 7 26	M31 8 2
38	木田常三郎	久留米市 通町9丁目302番地	豊源堂水田商店	業種商・絵具染料商・酒糟営業・ 洋和酒阿片卸売・写真用具品・ 医術器械販売・兼営業その他化粧品	本店久留米市通町302番地, 支店久留米市通町32番地	M31 7 25	M31 8 2
39	船津時次郎	鞍手郡 直方町直方165番地	境屋	ラムネ製造及び販売	左記住所に同じ	M31 7 27	M31 8 2
40	茅野耕作	鞍手郡 直方町直方125番地	永野屋	魚介質及び乾物商	左記住所に同じ	M31 7 27	M31 8 2
41	佐藤竹太郎	八女郡 福島町本町361番地	油屋	穀物并に油大豆粕商	左記住所に同じ	M31 7 27	M31 8 2
42	安永安太郎	鞍手郡 直方町直方401番地-1	魚屋	金物商并に古物商	左記住所に同じ	M31 7 27	M31 8 2
43	松井藤藏	鞍手郡 直方町直方60番地	萬屋	呉服商并に煙草販売	左記住所に同じ	M31 7 27	M31 8 2
44	西原藤三郎	糸島郡 前原村前原1271番地	綿屋本店	醤油醸造并に販売, 絞織製造并に販売, 酒類販売	左記住所に同じ	M31 7 25	M31 8 2
45	倉田雲平	久留米市 米屋町70番地	綿屋	仕立物・足袋地類靴具精皮革商	左記住所に同じ	M31 7 26	M31 8 2
46	西原藤三郎	糸島郡 前原村前原1271番地	綿屋支店	清酒販売	糸島郡小富士村久我2572番地	M31 7 25	M31 8 2
47	許斐太平	福岡市 船町11番地	吉屋	芋販売業	左記住所に同じ	M31 7 26	M31 8 2
48	久野宗吉	福岡市 下籠町30番地	瀬戸屋	諸仲買問屋	左記住所に同じ	M31 7 26	M31 8 2
49	笠与三郎	福岡市 古小路31番地	更砂屋与栄堂	小間物販売業	左記住所に同じ	M31 7 26	M31 8 2
50	左座喜六	福岡市 福岡橋町18番地	春春園	茶商	左記住所に同じ	M31 7 26	M31 8 2
51	的野左門	福岡市 上須崎町5番地	的野商店	欧米雑貨商	左記住所に同じ	M31 7 26	M31 8 2
52	辻家開善次郎	福岡市 北船町20番地	米善	米穀販売業	左記住所に同じ	M31 7 26	M31 8 2
53	大原和三郎	福岡市 西町42番地	米一	穀物煙草販売	左記住所に同じ	M31 7 26	M31 8 2
54	畑平吉	福岡市 西町34番地	米次	靴販売業	左記住所に同じ	M31 7 26	M31 8 2
55	野村久次	福岡市 中間町2番地	斧屋	質屋兼古物商	左記住所に同じ	M31 7 26	M31 8 2
56	岸原一郎	福岡市 下新川端町13番地	明治屋	石版印刷業	左記住所に同じ	M31 7 26	M31 8 2
57	深沢徳三郎	福岡市 川端町18番地	万屋	菓子販売業	左記住所に同じ	M31 7 26	M31 8 2
58	標島太平	八女郡 福島町本町230番地	吉田屋	橋并に紙卸商	左記住所に同じ	M31 7 26	M31 8 2
59	三隅テイ	朝倉郡 秋月町大字下秋月571番地	桶屋	元結餐付製造及び販売并に小間物商	左記住所に同じ	M31 7 27	M31 8 3
60	永井重太郎	朝倉郡 甘木町大字甘木1014番地	松尾屋本家	呉服大物販売業	左記住所に同じ	M31 7 27	M31 8 3
61	遠藤仁平	朝倉郡 甘木町大字甘木1019番地	松金屋	旅人宿及び足袋製造並に販売業	左記住所に同じ	M31 7 27	M31 8 3
62	永井重太郎	朝倉郡 甘木町大字甘木1014番地	松尾屋支店	紡績糸類販売業	朝倉郡甘木町大字甘木1015番	M31 7 27	M31 8 3
63	吉原茂八	福岡市 魚町39番地	加野屋	諸仲買問屋	福岡市魚町21番地-2	M31 7 27	M31 8 3
64	石蔵利助	福岡市 上籠町19番地	石蔵屋	諸物品仲買及び委託売買問屋	左記住所に同じ	M31 7 27	M31 8 3
65	福岡伊三郎	福岡市 大工町20番地	銭屋	醤油酢製造并に漬物販売	左記住所に同じ	M31 7 27	M31 8 3
66	奥村次平	福岡市 中石堂町2番地	多業粉屋	荒物商	左記住所に同じ	M31 7 27	M31 8 3
67	橋本吉平	福岡市 魚町1番地	公明堂	文具・砂糖・荒物販売業	左記住所に同じ	M31 7 27	M31 8 3
68	小林梅吉	福岡市 魚町42番地	西浜屋	諸仲買問屋	福岡市魚町21番地-3	M31 7 27	M31 8 3
69	橋本芳太郎	福岡市 魚町4番地	勢門原	諸仲買問屋	福岡市魚町24番地-2	M31 7 27	M31 8 3
70	高木熊吉	福岡市 方町11番地	交界屋	諸仲買問屋	福岡市魚町21番地-5	M31 7 27	M31 8 3
71	福岡安太郎	福岡市 魚町28番地	勢門番	諸仲買問屋	福岡市魚町24番地-2	M31 7 27	M31 8 3
72	神崎徳藏	企救郡 小倉町56番地	神徳	呉服大物洋端物商	左記住所に同じ	M31 7 15	M31 8 3
73	野井弥助	企救郡 小倉町聖町13番地	芳野屋	諸物品委託販売問屋	左記住所に同じ	M31 7 26	M31 8 3
74	小林碧雄	企救郡 小倉町鳥町11番地	麴屋	味噌漬物製造販売兼洋酒詰酒販売業	左記住所に同じ	M31 7 15	M31 8 3
75	神崎慶次郎	企救郡 小倉町魚町86番地	神慶	酒類製造販売業	左記住所に同じ	M31 7 22	M31 8 3
76	神崎碧藏	企救郡 小倉町魚町147番地	神碧	醤油製造販売業	左記住所に同じ	M31 7 22	M31 8 3
77	高木吉兵衛	朝倉郡 秋月町大字下秋月508番地	広田屋	晒葛製造及び販売業	左記住所に同じ	M31 7 28	M31 8 3
78	南川甚五郎	福岡市 下籠町10番地	向岐屋	諸仲買問屋	左記住所に同じ	M31 7 28	M31 8 3
79	八尋伊三郎	福岡市 下籠町29番地	豊茂屋	紙類荒物卸販売業	左記住所に同じ	M31 7 28	M31 8 3
80	太田嘉兵衛	福岡市 上栗町1番地	豊後屋	清酒業并に売業業	左記住所に同じ	M31 7 28	M31 8 3
81	久野佐助	福岡市 下須崎町20番地	瀬戸屋	諸仲買問屋	左記住所に同じ	M31 7 28	M31 8 3
82	森藤善助	福岡市 上籠町10番地	角屋	醤油問屋	左記住所に同じ	M31 7 28	M31 8 3
83	荒井藤枝	福岡市 下新川端町26番地-1	博多屋	旅人宿業	左記住所に同じ	M31 7 28	M31 8 3
84	松本清右衛門	福岡市 上洲崎町29番地	角屋	醸造販売	左記住所に同じ	M31 7 28	M31 8 3
85	矢野明平	福岡市 下籠町14番地	松葉屋	諸仲買問屋	左記住所に同じ	M31 7 28	M31 8 3
86	大須賀三右衛門	福岡市 古浪町14番地	油屋	諸仲買問屋	左記住所に同じ	M31 7 28	M31 8 3
87	西頭三右衛門	福岡市 古浪町2番地	西浜屋	諸仲買問屋	左記住所に同じ	M31 7 28	M31 8 3
88	安武長兵衛	福岡市 古浪町12番地	鐘崎屋	諸仲買問屋	左記住所に同じ	M31 7 28	M31 8 3
89	田島太平	福岡市 下市小路32番地	塩問屋	塩問屋	左記住所に同じ	M31 7 28	M31 8 3
90	平井茂三郎	八女郡 福島町本町188番地	釜屋	竹皮販売并に精皮卸商	左記住所に同じ	M31 7 29	M31 8 5
91	安永嘉七	久留米市 米屋町66番地	柳屋	藩錦并に水商	左記住所に同じ	M31 7 28	M31 8 5

任意番号	氏名	商号所有者	住所	商号	営業の種類	営業所の住所	登記年月日	出典日(新聞)
92	近藤熊五郎	久留米市	新町36番地	蓼屋	色染紺屋	左記住所に同じ	M31 7 28	M31 8 5
93	松本宗太郎	久留米市	鍛冶屋町22番地	米屋	精米卸小売	左記住所に同じ	M31 7 28	M31 8 5
94	安永嘉助	久留米市	細工町1番地	青々笹	宿屋業	左記住所に同じ	M31 7 27	M31 8 5
95	松井儀平	久留米市	通町214番地	松井本店	餅商	左記住所に同じ	M31 7 28	M31 8 5
96	都甲徳次郎	鞍手郡	直方町直方437番地-1	水徳屋	穀物商	左記住所に同じ	M31 7 28	M31 8 5
97	柳木漸七	企救郡	小倉町米町44番地	茶屋	和洋紙文具類并に和洋帳簿製造販売業	左記住所に同じ	M31 7 28	M31 8 5
98	時枝ハツ	糸島郡	前原村前原1247番地	千福屋	旅館屋料理店	左記住所に同じ	M31 7 26	M31 8 5
99	西原藤七	糸島郡	前原村前原1266番地	綿屋	絞織、絞油、蠟燭類、油類、麻糸類、マツチ類	左記住所に同じ	M31 7 26	M31 8 5
100	福富利三郎	筑紫郡	豊平村大字豊福158番地	米屋	履物製造	左記住所に同じ	M31 7 29	M31 8 5
101	谷口亀太郎	福岡市	紺屋町48番地	曾根屋	菓子製造及び砂糖販売業	左記住所に同じ	M31 7 29	M31 8 5
102	山口与助	福岡市	福岡橋口町43番地	高津屋	小間物卸商	左記住所に同じ	M31 7 29	M31 8 5
103	中尾卯作	福岡市	福岡橋口町83番地	成巳屋本家	酒造業	左記住所に同じ	M31 7 29	M31 8 5
104	山本八平	久留米市	油町25番地	中島屋	古着及び新物卸売	左記住所に同じ	M31 7 30	M31 8 6
105	上野ワサ	久留米市	瀬入町346番地	登治屋	中風根切売業商	左記住所に同じ	M31 7 29	M31 8 6
106	秋山利作	久留米市	油町108番地	秋利	土物及び糸商	左記住所に同じ	M31 7 29	M31 8 6
107	古賀貞吉	久留米市	片原町23番地	古賀貞商店	洋傘類、反物洋服地類、附属品並びに仕立物、器械類	左記住所に同じ	M31 7 29	M31 8 6
108	藤原伊平	筑紫郡	三宅村老司98番地	油屋	木材卸商	左記住所に同じ	M31 8 1	M31 8 6
109	藤原豊吉	鞍手郡	藤野村藤野3661番地	三七支店	農産物商	鞍手郡藤野村藤野3654番地	M31 8 1	M31 8 6
110	平井新助	朝倉郡	甘木町大字甘木1820番地	水納屋	綿、書籍、筆、筆紙墨文具、荒物商	左記住所に同じ	M31 8 1	M31 8 6
111	森田宗右衛門	早良郡	西新町西新587番地	密屋	質屋、古物商、売業、絵具染料種草販売	左記住所に同じ	M31 8 1	M31 8 6
112	山原徳次郎	福岡市	川端町5番地	紅屋	呉服太物紺類販売業	左記住所に同じ	M31 8 1	M31 8 6
113	中牟田藤兵衛	福岡市	大工町12番地-2	岩田屋	呉服販売業	左記住所に同じ	M31 8 1	M31 8 6
114	深川三三郎	福岡市	下名島町18番地	油屋	金物商	左記住所に同じ	M31 8 1	M31 8 6
115	篠崎仁三郎	福岡市	下対馬小路78番地	湊屋	諸仲買問屋	左記住所に同じ	M31 8 1	M31 8 6
116	渡辺新兵衛	福岡市	下樋町90番地	対馬屋	諸仲買問屋	左記住所に同じ	M31 8 1	M31 8 6
117	小川小七	福岡市	杷屋町20番地	紙小	和大小間物商	左記住所に同じ	M31 8 1	M31 8 6
118	小川(つ?)子	福岡市	杷屋町22番地	イロハ館	旅人宿業	左記住所に同じ	M31 8 1	M31 8 6
119	古川芳兵衛	福岡市	杷屋町12番地	小川金物商	金物商	左記住所に同じ	M31 8 1	M31 8 6
120	小川小三次	福岡市	杷屋町16番地	小川呉服商	呉服卸商	左記住所に同じ	M31 8 1	M31 8 6
121	深見房次郎	福岡市	上土居町37番地	釜屋	精製鍋釜洋鉄類	左記住所に同じ	M31 8 1	M31 8 6
122	深見平次郎	福岡市	上土居町9番地	釜惣	和洋諸金物類一切	福岡市上土居町22番地	M31 8 1	M31 8 6
123	深見平次郎	福岡市	上土居町9番地	かむや本家	精製鍋釜神仏具類鋳造	左記住所に同じ	M31 8 1	M31 8 6
124	中牟田喜兵衛	福岡市	杷屋町31番地	岩田屋	呉服大物商	左記住所に同じ	M31 8 2	M31 8 9
125	馬阿吉松	福岡市	上名島町35番地	巳屋喜兵衛	襦袢販売業	左記住所に同じ	M31 8 2	M31 8 9
126	白水嘉七	福岡市	下東町9番地	酢屋	米穀販売業	左記住所に同じ	M31 8 2	M31 8 9
127	山本豊吉	福岡市	福岡橋口町67番地	山本第二商店	ビール和洋酒缶詰各種卸販売	福岡市東中洲105番地	M31 8 2	M31 8 9
128	松延伊太郎	八女郡	黒木町黒木31番地-3	梅屋	菓種及び洋酒類、火薬絵具染料販売業	左記住所に同じ	M31 8 2	M31 8 12
129	松木市蔵	八女郡	黒木町黒木164番地	酢屋支店	木材卸、茶卸、楮皮並びに穀物乾物太物販売	八女郡支部村北矢部10724番地	M31 8 2	M31 8 12
130	松木辰蔵	八女郡	黒木町黒木164番地	酢屋本店	木材卸、茶卸、楮皮販売業	左記住所に同じ	M31 8 2	M31 8 12
131	秀徳次平	八女郡	黒木町黒木32番地	鱈屋	茶及び楮皮販売業	左記住所に同じ	M31 8 2	M31 8 12
132	赤司常次郎	久留米市	二本松町36番地	金入金物店	金物商	左記住所に同じ	M31 8 1	M31 8 12
133	青木友平	久留米市	通外町21番地	神口屋	煙草商	左記住所に同じ	M31 8 1	M31 8 12
134	寺崎長七	久留米市	通町26番地	古賀屋	古着並び新物商	M31 8 1	M31 8 12	
135	石井幸太郎	八女郡	川崎村山内501番地、当時八女郡福島町本町64番地寄留	麹屋本家	煙草ガラス店	八女郡福島町本町64番地	M31 8 2	M31 8 12
136	岩崎三十郎	遠賀郡	黒崎町藤田1906番地	藤島屋	菓子製造卸小売及び穀物販売	左記住所に同じ	M31 7 30	M31 8 12
137	城野代蔵	早良郡	鳥飼村鳥飼1822番地	陶器卸商	陶器卸商	左記住所に同じ	M31 8 2	M31 8 12
138	木村庄平	久留米市	通町95番地96番地合併	松庄	絹太物紡績糸商	左記住所に同じ	M31 8 1	M31 8 12
139	田中善七	遠賀郡	黒崎町熊手373番地	亀屋	陶器販売陶器製造ラメネ酒類販売	左記住所に同じ	M31 7 30	M31 8 12
140	清田八次郎	八女郡	福島町本町201番地	薩摩屋	御嶺玉販売業	左記住所に同じ	M31 7 30	M31 8 12
141	守永勝助	企救郡	小倉町京町46番地	広島屋	酒類製造販売業	左記住所に同じ	M31 7 29	M31 8 12
142	守永久吉	企救郡	小倉町京町42番地	広島屋	呉服太物販売業	左記住所に同じ	M31 7 29	M31 8 12
143	神崎担三郎	企救郡	小倉町京町61番地	米担	呉服太物洋反物商	左記住所に同じ	M31 7 30	M31 8 12
144	中村長九郎	糟屋郡	箱崎町箱崎2515番地	山田屋本店	酒造販売業	左記住所に同じ	M31 7 30	M31 8 12
145	野田甚四郎	浮羽郡	吉井町1262番地	魚屋	酒造業	左記住所に同じ	M31 7 29	M31 8 12
146	今村八十吉	浮羽郡	田主丸町田主丸283番地	米穀商	米穀商	左記住所に同じ	M31 7 30	M31 8 12
147	重富四郎	山門郡	柳河町辻町8番地	津多商	古物商	左記住所に同じ	M31 7 30	M31 8 12
148	高木清右衛門	福岡市	箕子町28番地	青龍堂	文具卸商	左記住所に同じ	M31 7 30	M31 8 12
149	石橋弥三	福岡市	天神町2番地-1-1-2	梅本	旅館業	左記住所に同じ	M31 7 30	M31 8 12
150	田代伊作	鞍手郡	直方町直方55番地	南清堂	菓種商	左記住所に同じ	M31 7 30	M31 8 12
151	瓜生直次	鞍手郡	直方町直方458番地-2	石見屋	呉服大物商	左記住所に同じ	M31 7 30	M31 8 12
152	樋口弥十郎	早良郡	入部村東入部320番地	飛松店	酒類製造業	左記住所に同じ	M31 7 30	M31 8 12
153	行徳幸平	浮羽郡	田主丸町田主丸562番地	松田屋	肥料及び鉄鋼類	左記住所に同じ	M31 8 1	M31 8 12
154	伊東八郎	浮羽郡	田主丸町田主丸199番地	薫生堂本屋薬店	菓種商、絵具染料、洋酒類、医師器械、漆金銀箔、売業営業、化粧品売業卸小売	左記住所に同じ	M31 8 1	M31 8 12
155	森田次郎	浮羽郡	田主丸町田主丸579番地	益水屋	酒造業	左記住所に同じ	M31 8 1	M31 8 12
156	橋本乙吉	山門郡	上瀬戸町上庄219番地	炭間屋	荒物小売商及び燈台張職	左記住所に同じ	M31 8 3	M31 8 13
157	今村嘉助	久留米市	魚屋町32番地	丸嘉料理店	料理屋業	左記住所に同じ	M31 8 2	M31 8 12
158	馬場孫三郎	久留米市	高替町31番地	福島屋	菓種、セメント、肥料、ラムネ商	左記住所に同じ	M31 8 1	M31 8 12
159	宮川寅一	久留米市	通町88番地89番地合併地	宮川商店	絹織物製造販売并に糸物商	左記住所に同じ	M31 8 2	M31 8 12
160	藤原佐一郎	筑紫郡	三宅村老司94番地	紺屋	藍染紺屋、売業受売	左記住所に同じ	M31 8 3	M31 8 12
161	熊本伝二郎	朝倉郡	甘木町大字甘木1055番地	熊屋	旅人宿	左記住所に同じ	M31 8 3	M31 8 12
162	川崎鹿蔵	八女郡	水田村水田93番地	改進堂川崎商会	菓種商、絵具染料、和洋酒類売業営業、化粧品、各国煙草、梅鉢ゼネラル製造販売	左記住所に同じ	M31 8 3	M31 8 13
163	瓜生寅	山口県	赤間関市東南部町13番地	瓜生商会出張所	仲買業	遠賀郡若松町若松334番地	M31 7 21	M31 8 13
164	鎌山幾次郎	早良郡	金武村金武780番地	丸屋	酒類製造	左記住所に同じ	M31 7 20	M31 8 13
165	川口徳太郎	福岡市	下名島町60番地	古川商店	絹製造及び洋物販売商	左記住所に同じ	M31 8 10	M31 8 13
166	斎田秀雄	福岡市	下名島町59番地	成風堂隠謀	金銀、メノウ、水晶、象牙、角、木印刷彫刻	左記住所に同じ	M31 8 10	M31 8 13
167	中村与七	福岡市	下名島町14番地-1	肥前屋	粉類販売	左記住所に同じ	M31 8 10	M31 8 13
168	渡辺与三郎	福岡市	上西町12番地	紙与	呉服太物綿糸洋反物販売業	左記住所に同じ	M31 8 3	M31 8 12
169	渡辺与三郎	福岡市	上西町12番地	紙与支店	呉服太物綿糸洋反物販売業	福岡市行町57番地-1-2	M31 8 3	M31 8 12
170	今任佐吉	福岡市	天神町81番地	八百佐	料理屋	左記住所に同じ	M31 8 3	M31 8 12
171	丸上吉太郎	福岡市	大流町2丁目66番地	利民堂	売業製造販売業	左記住所に同じ	M31 8 3	M31 8 12
172	辻上惣右衛門	福岡市	中対馬小路30番地	深江屋	砂糖販売業并に委託品売問屋	左記住所に同じ	M31 8 3	M31 8 12
173	岡松与八	福岡市	福岡橋口町8番地	森田屋	博多織製造販売業	左記住所に同じ	M31 8 4	M31 8 12
174	酒井幸太郎	福岡市	中島町66番地	起生堂	売業販売業	左記住所に同じ	M31 8 4	M31 8 12
175	八尋利兵衛	福岡市	川端町32番地	金山堂	漬物販売業	左記住所に同じ	M31 8 4	M31 8 12
176	井上喜代松	福岡市	魚町13番地	小倉屋	絵具染料工業用菓種	左記住所に同じ	M31 8 4	M31 8 12
177	永末清次	福岡市	上須崎町52番地	永末商店	博多絞製造販売業	左記住所に同じ	M31 8 4	M31 8 12
178	高亀乙之助	福岡市	中島町36番地	松竹屋宗右衛門	酒類販売業	左記住所に同じ	M31 8 4	M31 8 12
179	秋山松次郎	久留米市	米屋町22番地	秋松商店	糸並びに久留米緋緋卸商	左記住所に同じ	M31 8 3	M31 8 12
180	川上盛文	久留米市	平坂川町273番地-2	愛生薬店	売業商	左記住所に同じ	M31 8 3	M31 8 12

出典：表4に同じ。注記も同じ。

あり、単にそれだけが原因であるとも言いきれない。この点は、今後の課題としておきたい。

また、商業登記公告の記載内容が信頼できるものであることは論を俟たない。経営史研究において、重要な史料、あるいは一般的に信頼が置かれる史料として会社の営業報告書がある。その一般的な体裁から言えば、前半部分において、株主総会や営業の景況とともに、その営業期間においてなされた登記が記載される。

実例を挙げておこう。九州電気軌道株式会社の一九二二年上半年・営業報告書を見ると、全十一項目中（第一株主総会、第二工事概況、第三運輸工事、第四電灯事業、第五登記、第六願届及認可、第七土地及家屋、第八会計、第九株式、第十計算報告書、第十一株主名簿）第五項目に次のとおり登記事項が報告されている。<sup>(85)</sup>

#### 第五 登記

当期間中小倉区裁判所及黒崎出張所ニ於テ登記ヲ経タル重要事項左記ノ通り

一 明治四十五年一月六日取締役ニ松方幸次郎、久保正助、富安保太郎、山口恒太郎、妹尾万次郎、小畑岩次郎、小曾根喜一郎ノ七氏就任登記

一 同年同月同日監査役ニ広石紋太郎、武内丈助、関口高次ノ三氏就任登記

一 同日本社ヲ小倉市京町三百五十八番地ノ二ニ移転登記

一 同日支配人住所及其他ノ変更登記

一 本期間中土地並ニ家屋買取所有権移転登記ヲ経タル件数七十三件

表 6 『登記統計年報』にみる株式会社設立・解散登記数と「商業登記公告」より抽出した設立・解散数の比較(本店のみ)

年	『登記統計年報』										商業登記公告より抽出					
	設立		合併または組織変更による会社の設立		計		解散		合併または組織変更による会社の解散		計		設立	解散		
	全国	福岡	全国	福岡	全国	福岡	全国	福岡	全国	福岡	全国	福岡	(年報との誤差)	(年報との誤差)		
1900	882	27	29	2	911	29	194	8	19	0	213	8	30	(+1)	9	(+1)
1901	426	16	12	1	438	17	264	10	16	2	280	12	15	(-2)	11	(-1)
1902	267	7	11	0	278	7	340	12	13	1	353	13	7	(0)	14	(+1)
1903	262	9	6	0	268	9	287	13	9	0	296	13	8	(-1)	11	(-2)
1904	183	4	3	0	186	4	275	10	8	0	283	10	4	(0)	11	(+1)
1905	222	4	4	0	226	4	248	5	9	0	257	5	4	(0)	5	(0)
1906	361	12	5	0	366	12	235	8	12	0	247	8	12	(0)	8	(0)
1907	699	10	15	0	714	10	272	10	34	0	306	10	9	(-1)	9	(-1)
1908	403	11	5	0	408	11	294	8	13	1	307	9	11	(0)	8	(-1)
1909	406	13	7	0	413	13	230	6	8	0	238	6	15	(+2)	6	(0)
1910	535	24	5	1	540	25	273	9	8	0	281	9	24	(-1)	8	(-1)
1911	749	31	1	0	750	31	280	6	15	0	295	6	31	(0)	5	(-1)
1912	1,148	50	9	0	1,157	50	272	11	19	0	291	11	49	(-1)	13	(+2)
計	6,543	218	112	4	6,655	222	3,464	116	183	4	3,647	120	219	(-3)	118	(-2)

出典：『日本帝国司法省登記統計年報』司法省民刑局、各年度版、及び筆者作成のデータベースより。

右と同じ内容は、官報と『福日』の紙面からも確認できる。<sup>(84)</sup>つまり、これら営業報告書に記載される重要な登記事項が官報と新聞の両者に掲載されるのである。

また、現時点において、実例に挙げた鉄道・軌道会社のような、いわゆる大手会社の営業報告書を仮に見出すことはできるとして、中小・零細規模の会社の営業報告書を見出すことは、会社が現存するか、あるいは、かつて株主であった個別の「家史料」などを調査して見出さないう限り、かなり難しい場合が多いであろう。<sup>(85)</sup>この意味においても、記載情報は限られたものとはいえ、商業登記公告を用いることにより、あらゆる会社の軌跡を辿ることができることはきわめて注目できるのである。

## おわりに

本稿は、商法の法的根拠を確認しながら、商業登記公告による会社・企業家・商人データベース構築の方法と意義について明らかにしてきた。以下、データベース構築の意義を簡潔にまとめ、併せて今後の課題を展望しておきたい。

第一に、商業登記公告をデータベース化することにより、抽出漏れ、新聞の欠落といった事情を除けば、商法の規定に基づき全ての会社を把握でき、かつ会社設立時の取締役と監査役を把握できる。つまり、本稿のデータベースは福岡県に限定されるものの、冒頭に記した「どのような企業家・経営者を観察対象として選び出すか」という方法を探らず、客観的に把握されている。さらに、これらの企業家・経営者について役員就任の相関図を作成すれば、人的ネットワークを導き出せる。鈴木・小早川・和田氏らの共同研究で明らかにされた「企業家ネットワークの意義をいっそう深める」<sup>(66)</sup> ためには、いわゆる中央・地方を問わず、モノグラフの積み重ねが必要であり、企業勃興の担い手と展開過程を分析する上での重要な課題として挙げられよう。

第二に、商人とその家業が判明する。したがって、表4と表5を照らし合わせれば、彼らの会社設立への関与の具合、家業との関係性などを探ることができる。以上をふまえて、企業勃興期における商人の果たした役割について検討することも今後の課題として挙げられよう。

第三に、会社の存続期間（寿命）が判明する。通常、会社の一次史料が残されていない限り、その正確な存続期間を知るのは難しい。まして、網羅的に把握することはきわめて困難であろう。それ故、会社の存

続期間を測る手法としては、イベント・ヒストリー分析 (event history analysis) あるいは生存時間分析 (survival analysis) などの統計解析が用いられる。<sup>(67)</sup> しかし、商業登記公告から網羅的に会社の設立年月と解散年月を抽出すれば、偏り (bias) なく、正確かつシンプルに導き出せる。さらに、存続期間を把握できれば、業種別や地域別に比較し、会社の寿命に差異があるのかどうか、検討できるようになる。

最後に、第四として、データベースの信頼性である。表6に示したとおり、『日本帝国司法省登記統計年報』を基準に本稿のデータベースのカバリッジを計ると、ほぼ網羅されていることが判明した。地域的な偏在や資本金の規模を問わず、信頼できる情報を得られる意義は大きい。

データベースは、明治期を通じて完成に近づきつつある。商業登記公告のデータは一般に販売され、比較的人手し易い文献や資料集とは異なるという意味において、反証性を提供し難い面がややある。<sup>(68)</sup> 本稿で示した表4と表5を完成させ公表し、分析を試みたい。

## 注

(1) 由井常彦・浅野俊光編集解説『日本全国諸会社役員録』柏書房、一九八八―一九八九年。原典は、商業興信所編集・刊行。

(2) 渋谷隆一編『明治期日本全国資産家地主資料集成』柏書房、一九八四年。

(3) 渋谷隆一編『都道府県別資産家地主総覧』日本図書センター、一九八八―一九九九年。

(4) 鈴木恒夫・小早川洋一・和田一夫『企業家ネットワークの形成と

展開——データベースからみた近代日本の地域経済——」名古屋大学出版会、二〇〇九年。ほか、和田氏らによるバイオニア的研究として、和田一夫・小早川洋一・塩見治人「明治40年時点の中京財界における重役兼任——『日本全国諸会社役員録』（明治40年版）の分析——」（『南山経営研究』第六卷第三号、一九九二年）、和田一夫・小早川洋一・塩見治人「明治31年時点の中京財界における重役兼任——『日本全国諸会社役員録』（明治31年版）の分析——」（同第七卷第二号、一九九二年）、和田一夫・小早川洋一・塩見治人「大正7年時点の中京財界における重役兼任——『日本全国諸会社役員録』（大正7年版）の分析——」（同第八卷第一号、一九九三年）がある。

また、データベース構築上の留意点については、鈴木恒夫「日本経営史研究におけるデータベース分析の意義」（『学習院大学経済経営研究所年報』第二四卷、二〇一〇年）が大変参考になる。

(5) 上川芳実「明治31年における京都府の企業家集団」（『京都学園大学経営学部論集』第三卷第三号、一九九四年）、同「明治40年京都府の企業家集団」（同第四卷第一号、一九九四年）、同「明治期滋賀県の企業家集団」（同第五卷第一号、一九九五年）、同「明治31年大阪府の企業家集団」（同第七卷第二号、一九九七年）、同「明治40年大阪府の企業家集団」（同第八卷第二号、一九九八年）、同「明治31年兵庫県の企業家集団」（同第九卷第二号、一九九九年）、同「明治40年兵庫県の企業家集団」（同第一〇卷第三号、二〇〇一年）、同「明治期奈良県の企業家集団」（同第一二卷第一号、二〇〇二年）、同「明治期和歌山県の企業家集団」（同第一四卷第三号、二〇〇五年）、同「明治期三重県の企業家集団」（同第一五卷第三号、二〇〇六年）。

企業家集団を検出したのち、出自、資産家としての特徴などを検討したものととして、上川芳実「明治期口丹波地方の企業家層と企業家活動」（田畑要・梅木晃・村上亨・上川芳実・藤田彰典著『口丹波地域の産業と経済——史的考察の視点より——』同文館出版、一九九五年、所収）、同「明治期滋賀県の企業家層」（『京都学園大学経営学部論集』第五卷第三号、一九九六年）、同「明治期近江商人の企業家活動」（安藤精一・藤田貞一郎編『市場と経営の歴史——近世から近代への歩み——』清文堂、一九九六年、所収）、同「明治期京都市の企業家層」（『同志社商学』第五〇巻第五・六号、一九九九年）、同「明治期大阪市の企業家層」（『大阪大学経済学』第五四卷第三号、二〇〇四年）、同「明治期神戸市の企業家層」（安岡重明編『近代日本の企業者と経営組織』同文館出版、二〇〇五年、所収）などがある。

その他、『役員録』を用いた先行研究は数多いが、ここでは末永國紀『近代近江商人経営史論』有斐閣、一九九七年、第四章、加藤要一「明治中後期福岡県における会社設立状況」（九州産業大学『エコノミクス』第五卷第二号、二〇〇〇年）、同「明治中後期福岡県における企業家集団」（同第五卷第四号、二〇〇一年）、石井耕「北海道における明治・企業勃興（上）」（『北海学園大学学園論集』第一四四号、二〇一〇年）などを挙げておく。

(6) 宮本又郎・阿部武司「明治期の資産家と会社制度」（宮本又郎・阿部武司編『日本経営史2 経営革新と工業化』岩波書店、一九九五年）。

(7) 松本貴典編著『生産と流通の近代像——二〇〇年前の日本——』

- 日本評論社、二〇〇四年、第十一章。本稿の対象とする福岡県の商工業者については、永江眞夫「明治中後期における地方都市商工業者と企業経営——福岡市における概観——」（『福岡大学経済学論叢』第四二巻第四号、一九九八年）、迎由理男「近代博多商人の企業活動」（『北九州大学商経論集』第三七巻第一号、二〇〇一年）、合力理可夫「地方商工業者に関する一考察——明治期の博多における呉服大物商を中心に——」（『第一経大論集』第三二巻第三号、二〇〇二年）などがある。また、長崎県を対象とした、原康記「明治・大正期長崎県の企業経営者に関する基礎的研究」（九州産業大学『商経論叢』第四九巻第一号、二〇〇八年）などもある。
- (8) 草野真樹「地方の企業勃興とその担い手——福岡県を事例として——」（『経営史学』第四七巻第一号、二〇一二年）。
- (9) 宮本又郎『日本企業経営史研究——人と制度と戦略と——』有斐閣、二〇一〇年、三二三頁。
- (10) 宮本・阿部「明治期の資産家と会社制度」二二四頁。
- (11) 一八九〇年十二月二十七日・法律第百八号。
- (12) 一八九三年三月六日・法律第九号。
- (13) 一八九三年三月二十五日・勅令第十一号。
- (14) 一八九九年三月九日・法律第四十八号。
- (15) 一八九九年三月九日・法律第四十九号。
- (16) 三和良一「商法制定と東京商業会議所」（大塚久雄・松田智雄・安藤良雄・関口尚志編『資本主義の形成と発展』東京大学出版会、一九六八年、所収）、ならびに高村直助『会社の誕生』吉川弘文館、一九九六年を参照。
- (17) 詳しくは、草野「地方の企業勃興とその担い手」を参照されたい。なお、拙稿の学会発表後、上川芳実氏は京都府を対象とした商業登記公告データベースの作成に着手されている。旧商法期の登記制度についても言及されており、併せて上川芳実「京都府における企業勃興——旧商法期の「商業登記公告」からの観察——」（『京都学園大学経営学部論集』第二二巻第二号、二〇一二年）を挙げておく。
- (18) 古川五郎『改正商法実用 附商業登記申請手続』明倫館、一八九九年、附商業登記申請手続・一頁。
- (19) 古川『改正商法実用』一七頁。
- (20) 商業及ヒ船舶ノ登記公告取扱規則（一八九〇年十月・司法省令第 八号）第一条。
- (21) 非訴事件手続法（一八九八年六月十五日・法律第十四号）第四百十条。
- (22) 『福岡日日新聞』（以下、『福日』と略）による商業登記公告の掲載は、一八九三年七月十九日から始まる。合資会社のなかには、久留米市の赤松合資会社（士族授産会社）のように出資者が三六〇〇名近くに及び、数日間に亘って掲載されたものもある（一八九三年十二月二十九日〜一八九四年一月十日）。
- (23) 以下、新商法の施行と株式会社の設定手続きについては、古川『改正商法実用』、ならびに越山太刀三郎編『法学博士岡野敬次郎先生述 新商法施行に就ての心得』有斐閣、一八九九年、梅謙次郎講述『商法修正要領』和仏法律学校、一九〇〇年、横尾巨「設立登記前の株式会社と「最初の取締役」」（奥島孝康・宮島司編『商法の歴史と論理——倉澤康一郎先生古稀記念——』新青出版、二〇〇五年）など

を参照した。

(24) 参考までに、新商法期における実際の登記簿様式は次のとおり。

一 商号、二 本店、三 支店、四 目的、五 設立ノ年月日、六 資本ノ総額、七 一株ノ金額、八 各株ニ付キ払込ミタル株金額、九 公告ヲ為ス方法、十 取締役ノ氏名住所、十一 監査役ノ氏名住所、十二 存立ノ時期又ハ解散ノ事由、十三 開業前ニ配当スヘキ利率、十四 社債ノ総額、十五 各社債ノ金額、十六 社債ノ利率、十七 社債償還ノ方法及ヒ期限、十八 各社債ニ付キ払込ミタル金額、十九 増加資本ノ総額、二十 資本増加決議ノ年月日、二十一 各新株ニ付キ払込ミタル株金額、二十二 優先株ノ種類及ヒ其各種ノ株式ノ数、二十三 解散ノ事由及ヒ年月日、二十四 精算人ノ氏名住所、二十五 精算終了ノ年月日、(最後に) 予備・変更欄

うち、一から十三までは会社設立時に登記し、登記用紙の先頭欄にその登記年月日が記入される。商号や目的の変更、取締役・監査役の変更などは随時、予備・変更欄に記載されていく。会社が解散すると、その事由と年月日が記入され、その後「登記用紙閉鎖」となる。

(25) 中村尚史「日本における近代企業の生成」(阿部武司・中村尚史編

『講座・日本経営史』2 産業革命と企業経営——一八八二—一九一四——) ミネルヴァ書房、二〇一〇年、所収)。

(26) 草野「地方の企業勃興とその担い手」五—六頁。

(27) 一八九九年三月九日・法律第四十九号。

(28) 石井寛治『情報化と国家・企業』山川出版社、二〇〇二年、七〇

—七五頁。わが国においては、会社制度の導入当初から株式会社形態が奨励された。それ故、国立銀行条例(一八七二年十一月十五日・

太政官布告第三百四十九号)は、第十二条第一節において「国立銀行ハ一ヶ年四度以上其銀行ノ事務計算等実地詳明ナル報告書計表等ヲ紙幣頭ニ差出ヘシ(略)但右報告書計表ノ類ハ銀行ヨリ新聞紙又ハ其他ノ手続ヲ以テ世上ニ公告スヘシ」と早くから規定していた。

(29) 官報第四五〇〇号(一八九八年七月一日)。

(30) 官報第四五〇四号(一八九八年七月六日)。

(31) 官報第四五〇一号(一八九八年七月二日)。

(32) 官報第四五〇六号(一八九八年七月八日)。

(33) 当然ながら、変更した場合はこの限りではない。

(34) 旧商法の規定には次のような問題もあった。たとえば、三井家のように複数の事業をなす場合、「両替店トシテ信用ヲ有スルト同時ニ呉服店トシテモ亦信用ヲ有スルカ故ニ一方ノ信用ハ他ノ営業ノ信用ヲ生シ他ノ営業ノ信用モ亦一方ノ営業ノ信用ヲ増ス」ことにより、事業の拡大を図ることが経営戦略となり得る。しかし、一地域内において両替店と呉服店が、単に「三井」を商号とすると、同一の商号となり、第二十三条に反してしまふ。このため、新商法ではその規定は削除された(梅『商法修正要領』四一—四二頁)。

(35) 時期は異なるが、宇佐美英機氏は、近世期、自らの営業に他家の「商標・商号権」を利しようとした事例を明らかにされており、商人の商号(屋号)と信用形成を考えるうえで、とても興味深い(宇佐美英機「近世葉舗の『商標・商号権』保護」『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』第三〇号、一九九七年)。



- (36) 「商号(屋号)登記」「福日」一八九八年七月二十二日。
- (37) 「商業登記公告」「福日」一八九八年七月二十一日。以下、注では「公告」と略。
- (38) 松本編著『生産と流通の近代像』四二三～四二四頁。
- (39) 鈴木喜八・関伊太郎編『日本全国商工人名録』第二版、一八九八年(渋谷隆一編『都道府県別資産家地主総覧 福岡編3』日本図書センター、一九九九年、所収)。
- (40) 草野「地方の企業勃興とその担い手」一七頁。
- (41) 西日本文化協会編『福岡県史 近代通史編 産業経済(一)』福岡県、二〇〇三年、第二章、及び井奥成彦『19世紀日本の商品生産と流通——農業・農産加工工業の発展と地域市場——』日本経済評論社、二〇〇六年、第四章。
- (42) 一八九九年六月十五日・勅令第二百七十一号。
- (43) 古川『改正商法実用』六～一七頁。
- (44) 古川『改正商法実用』三〇～四一頁、附商業登記申請手続・九頁。
- (45) 商法施行法第十四条。
- (46) 民法施行に伴い、福岡地方裁判所は「法人及夫婦財産契約登記ノ公告」(同月十六日ヨリ本年十二月三十一日マテ福岡日日新聞及九州日報ニ掲載スヘシ此旨公告ス、但小倉区裁判所門司出張所ノ取扱ニ係ル登記ノ公告ハ門司新報ニ掲載スヘシ)と公告した(官報第四五〇八号、一八九八年七月十一日)。また、『福日』は一八九八年七月二十二日の「社告」で次のとおり注意を喚起した。
- 新法典の実施は商業家を始め、一般国民の権利関係に大影響を来すものあり、殊に商号、後見人、未成年者、婚姻契約、代務の登

- 記は契約取締の成否に就て重大なる関係を有する上、一旦新聞紙上に掲載せられたる公告は何人と雖も已れの過失に非ざることを証明するに非ざれば之を知らずといふことを得ざるものなれば今日以後の実業家は固より一般人民にして此の公告に注意せざるときは或は不測の損失困難を招くことあるべし、(略)本紙の公告に御注意あらんことを(白丸、傍点は原文のママ)
- (47) 伊牟田敏充『明治期株式会社分析序説——講義用テキスト——』法政大学出版局、一九七六年。また、明治初期から昭和戦前期までの新聞読者の階層と新聞観を分析したものととして、山本武利『近代日本の新聞読者層』法政大学出版局、一九八一年、がある。
- (48) 『福日』一八九九年十二月十七日。
- (49) 『門司新報』一八九九年十二月二十一日。
- (50) 『福日』一九〇三年十二月二十三日。
- (51) 「公告」『福日』一八九三年十一月二十一日。
- (52) 「公告」『福日』一八九五年十一月六日。
- (53) 「公告」『福日』一八九八年二月三日。
- (54) 「公告」『福日』一八九九年十月七日、及び官報第四八八〇号附録(同年十月五日)。
- (55) 一八九九年十月、久留米紡績と熊本紡績と三池紡績の三社が合併して九州紡績株式会社が成立する。ただし、登記上は久留米紡績と熊本紡績が三池紡績に合併のため解散し、さらに三池紡績が九州紡績株式会社と商号変更する経緯を辿る。なお、合併に至る経緯については、西日本文化協会編『福岡県史 近代史料編 綿糸紡績業』福岡県、一九八五年、永江真夫「九州紡績株式会社と三井財閥

——『大阪支店事件』を契機とする関係の変化——」（『経営史学』第十九卷第四号、一九八五年）、岡本幸雄『地方紡績企業の成立と展開——明治期九州地方紡績の経営史的研究——』九州大学出版会、一九九三年、などに詳しい。

(56) 「公告」『福日』一八九九年八月二十四日、及び官報第四八三九号附録（同年八月十七日）。

(57) 「公告」『福日』一八九九年十月七日、及び官報第四八八一号附録（同年十月六日）。

(58) 鈴木・関編『日本全国商工人名録』第二版。

(59) 「公告」『福日』一八九八年八月三日、十八日。

(60) 山崎克己・吉沢雅次・室田惣三郎・成瀬麟編『日本全国商工人名録』第三版下巻、商工社、一九〇八年。

(61) 地方を考察対象とする場合、中央資本による支店の存在は重要な意味を持つが、現在のところ、その抽出までには至っていない。また、数は多くないが、他都道府県から福岡県へ本社を移転する場合もある。なかには、地方経済を牽引するようなりーディング・カンパニーも含まれ、これについては別途表を作成したいと考えている。たとえば、安川敬一郎は一八九六（明治二十九）年、松本重太郎をはじめとする大阪の資本家十七名を發起人として、明治炭坑株式会社を設立した（設立免許は同年四月十四日、開業は同年六月三日）。本社は大阪市西区江戸堀南通二丁目十一番屋敷に置き、支店を福岡県嘉穂郡穎田村大字勢田二八四番地に置いた。しかし、設立以後、内部留保による事業拡大を志向する安川と、高配当を要求する大阪側株主との間で利害対立を生じ、安川は明治炭坑の更なる事業拡大

のために同社を個人経営とする方針を採る。もともと、実際の本社の仕事は福岡の支店の方で行っていたが（『社史 明治鋳業株式会社』四九〇頁）、正式に一九〇一（明治三十四）年七月二十日の株主総会において本店を大阪から福岡へ移転した。その後、安川は会社の株式を一手に集め、一九〇二（明治三十五）年十一月三十日、臨時株主総会ノ決議ニ依リ」会社を任意解散して自己名義とした。なお、このように本社が移転する場合、『日本帝国司法省登記統計年報』の見方に注意しなければならない。同年報から都道府県別の会社設立登記数と解散数が本社と支店別に判明する。つまり、統計上は明治炭坑の本社は、設立時は大阪でカウントされ、解散時は福岡でカウントされているはずである。

博多湾鉄道株式会社や九州水力電気株式会社も同様の最たる例である。いずれも設立時の本社は東京で、のち福岡へ本社を移転させる。

(62) この点については前稿でも指摘した。詳しくは、草野「地方の企業勃興とその担い手」を参照されたい。

(63) 九州電気軌道株式会社『明治四十五年上半期 第七回報告書』。

(64) 官報第八五七六号附録（一九一二年一月二四日）、及び「公告」『福日』一九一二年一月二十六日。

(65) これは筆者が関与した経験をもつ『福岡県史』編纂過程の調査に基づく、いわば「経験値」であるが、他都道府県においても概ね当てはまるであろうと考えている。

(66) 鈴木・小早川・和田『企業家ネットワークの形成と展開』四〇九頁。また、分析視角はやや異なるものの、近年、企業勃興について優れ

た研究を積み重ねている中村尚史氏は地域経済活性化のメカニズムとして、「顔の見える関係」を前提とする人的ネットワークに注目している。詳しくは、中村尚史『地方からの産業革命——日本における企業勃興の原動力——』名古屋大学出版会、二〇一〇年、を参照されたい。

(67) たとえば、清水剛「企業の寿命——日本企業の短命化とそのインパクト——」(工藤章・橘川武郎・グレン・D. フック編『現代日本企業1企業体制(上)——内部構造と組織間関係——』有斐閣、二〇〇五年)。

(68) 現在、明治期の官報や法令、並びに『日本全国諸会社役員録』などは、国立国会図書館のweb上でも閲覧できる。以前に比べると史料へのアクセスの利便性は格段に向上している。

#### 【付記】

本稿の執筆にあたり、福博企業者史研究会の会員諸氏、ならびに鈴木恒夫先生(学習院大学)より貴重なご教示を頂きました。記して深くお礼を申し上げます。